

退去時の手続きは…

府営住宅から退去される場合は、次のことからよく守ってください。

退去時の手続き

1

「住宅返還届」の提出

退去する日の30日前までに必ず巡回管理員、または担当の管理センターに提出してください。

2

住宅の検査日時の打合わせ

住宅の検査日時を担当の管理センター、または巡回管理員と打合わせます。

3

住宅の検査

入居期間中の住宅のいたみ具合などの住宅の検査を行い、退去者が負担する補修箇所および補修費を決定します。

4

カギの返還

入居時に渡したすべてのカギを返してください。1本でも紛失したり、合カギを含んでいるときは、シリンダー本体の取り替え費用を退去者に負担していただきます。

5

敷金・家賃などの精算

敷金・家賃などの精算、補修費の支払いなどを行います。(42ページ参照)

- 「住宅返還届」は巡回管理員窓口にあります。
- 駐車場を利用されている方は同時に駐車場返還届も提出してください。「駐車場返還届」も巡回管理員窓口にあります。
- 「住宅返還届」の受付後、退去者に担当の巡回管理員から連絡します。



退去の際に、使わなくなったエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機を処分する場合は、家電リサイクル法にのっとり小売店などに引き取ってもらってください。

- 検査当日、退去者に立ち会っていただきます。

【原状回復・損害賠償義務について】

府営住宅は府民共用の財産ですので、退去時には退去者の負担で原状回復する義務があります。

- 障子及びふすまの張り替え並びに畳の表替えに要する費用のほか、検査の結果に基づき、入居期間中の建具等の汚損又は毀損の修復又は新調に要する費用(※)を負担していただきます。
- (※) 特定公共賃貸住宅の場合は、「検査の結果に基づき、入居期間中の故意又は過失による建具等の汚損若しくは毀損(障子及びふすまの破れ及び落書き、畳の切り傷等)の修復又は新調に要する費用」。
- 入居者が自ら行った模様替え・増築(大阪府の承認を得たものを含む)について自らの費用負担で原状回復していただきます。

- カギは必ず退去日に担当の管理センター、または巡回管理員に返還してください。



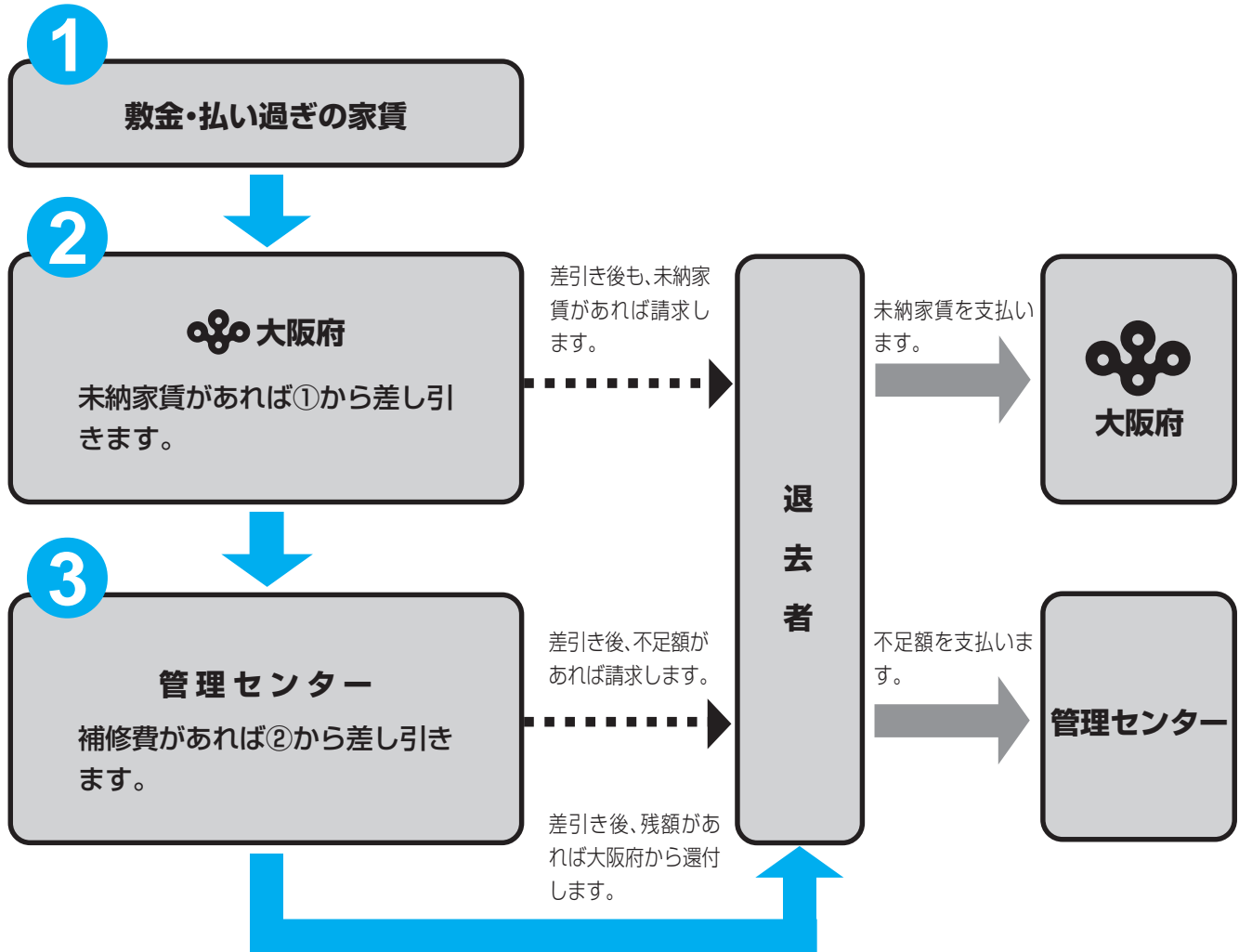
住宅の返還日は「カギ」の返還を基準としていますので、カギの返還が遅れますと、退去後の家賃も支払っていただくこととなります。

- 生活保護又は家賃の減免を受けている方については、補修費が敷金還付金を超える部分について免除されます。生活保護を受けている方は「住宅返還届」を提出するときに、「生活保護受給証明書」を添付してください。
- 公共料金の精算は退去者自身で手続きしてください。



水道・電気・ガスなどの公共料金の精算は、必ず退去日までに行ってください。

退去時の精算



家賃などの精算

【退去する月の家賃・共益費】

退去月の家賃・共益費は退去日までの日割りです。

- 口座振替(自動振込)で家賃・共益費を納入している場合、1ヵ月分の全額を引き落とすことがありますが、後日の退去精算時に精算します。

【精算】

敷金および払い過ぎの家賃から未納家賃や補修費を差し引きます。残額があればお返し(還付)し、不足があれば支払っていただきます。

- 還付金は指定された入居名義人の預金口座に振り込みます。
- 精算には退去日から、約2ヵ月ほどかかります。